

はじめに

家族は、子どもが初めて出会う社会であり、人間が生きていく上での基本的な単位でもある。家族の愛情に満ちた強い絆の下、子どもたちの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、言うまでもなく教育の原点であり出発点であるが、近年は、都市化や核家族化の進行、就労形態の変化、子育てを支える地域社会のつながりの希薄化等により、家庭が持つべき子育て機能が低下している傾向にあると言われている。

また、子育ての知恵の継承も十分でなく、子育てや家庭教育に不安を抱え、ストレスや孤立感に悩む親による育児放棄や児童虐待も問題となっている。このことから、今一度、地域社会全体で子育てを支え、未来を担う子どもたちが親や地域の身近な大人と信頼関係を築きながら健全に育つ環境を構築することが求められている。

このような状況を踏まえ、家庭教育については、平成 18 年 12 月に改正された教育基本法をはじめ、関連法でも「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条項が盛り込まれており、それぞれの地域において、これまでの家庭教育の取組みを振り返り、その問題点を明らかにし、今後の望ましい在り方について検討する必要に迫られている。

加えて、東日本大震災津波では、家族の絆、地域の絆や人との絆の重要性が再確認された。被災地では、多くの学校が避難所となる中、日頃から学校・家庭・地域の協働体制ができていたことにより、避難所での自治組織の立ち上がりが順調であり、その後の運営も良好なものとなったと言われている。その協働体制は、日常生活で家族により日々培われる愛情と信頼関係を基盤とし、地域の中で地縁的なつながりのもとに築きあげられるものである。今回の震災津波の経験も踏まえ、さらに学校、家庭、地域の協働体制を確立することも求められる。

こうした現状を踏まえながら、岩手県生涯学習審議会及び社会教育委員会議は、平成 22・23 年度の 2 年間にわたり「本県における家庭教育支援施策の在り方に関する提言」をテーマに協議を進めてきたところであり、このたび、これまでの協議を踏まえ、提言という形にまとめた。

今後、県内の様々な立場の方々が家庭教育の大切さを再認識されるとともに、本提言を家庭教育支援のためのヒントとして受け止めていただき、本県の家庭教育振興の一助となることを期待したい。

1 本県における家庭教育の現状と課題

(1) 家庭の教育力の低下

① 「平成 21 年度青少年の健全育成に関する意識調査(岩手県)」によれば、約 7 割の親が「家庭の教育力が低下している」と感じており、その理由としては、「親が過保護」が 65.0%と最も多く、「親子の会話不足」が 54.8%、「家族のふれあいが不足」が 51.3%、「親がしつけや教育の仕方がわからない」が 47.8%と続いている。

② このように、子どもとどのように関わっていけばよいか分からない親（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）が多く、一人で抱え込み、児童虐待等の背景の一つにもなっている。

子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親への学習機会を提供することが必要となっている。

(2) 親の孤立傾向

① 少子化や核家族化など社会状況の変化に伴い、子育て中の親は、地域と接する機会が少なくなっており、その結果、不安感や孤立感を強めている。

② 「平成 21 年度青少年の健全育成に関する意識調査(岩手県)」によれば、「子どもについての悩みごと・心配ごとの相談相手」は、「配偶者」が 81.5%で最も多く、「友達」が 39.1%、「母(子どもの祖母)」が 20.0%である一方、「地域の人」は 4.4%となっている。

③ 地域の自治会組織に加入しない親や子ども会活動に参加しない親もおり、また、隣近所と付き合いを持たなくても、インターネット等様々な手段で情報を得ることができることから、親と地域住民とのコミュニケーションの不足が課題となっている。

④ 地域でのかかわり合いを大切にし、人と人とのつながりを回復させる取り組みが必要となっている。

(3) 親のニーズの多様化

親の生活リズムに子どもを合わせるなど、物事を自分中心に考える親も見受けられ、このような家庭では子どもの生活習慣の確立が難しくなっている。多様な文化や背景、価値観を持つ家族が存在する現状においては、子どもや子育てに対する考え方もそれぞれ異なる。このため、支援は画一的ではなく、それぞれの家庭の背景等をよく理解した上で、きめ細かく丁寧に行われる必要がある。

(4) 東日本大震災津波による家庭環境の変化

東日本大震災津波（以下「震災津波」という。）による孤児は94人、いずれか一方の親を亡くした等の遺児は481人（平成24年3月現在）である。被災地においては、親の死亡により里親等に引き取られた、家が流出した、親が職を失ったことにより収入が減ったなど、家庭環境が激変し、従来どおりの家庭教育に取り組むことが困難な状況にある。被災地の現状を踏まえ、子どもたちの心のケアをはじめ、きめ細かな支援策の在り方を検討する必要がある。

2 本県の家庭教育支援の現状と課題

(1) 幼稚園・保育所及び学校における支援の現状と課題

- ① 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。この時期の教育は、家庭と幼稚園・保育所及び学校が適切に連携して行われることが重要である。しかしながら、本来家庭で担うべき子どもの日常生活におけるしつけなどを幼稚園・保育所及び学校が担っている状況も散見される。それぞれの家庭や地域の実情を勘案しながら、幼稚園・保育所及び学校、家庭、地域の連携と適切な役割分担の在り方を見直す必要がある。
- ② 今回の震災津波では、多くの学校が避難所となった。避難所運営を通じ、普段からの学校、家庭、地域のつながりの大切さが再確認されたところである。家庭教育支援においても、学校、家庭、地域が日頃から連携を密にし、情報交換を図っておくことが、災害時における適切な対応にもつながることから、今後とも、開かれた学校づくりを推進することが必要である。

(2) 地域における支援の現状と課題

- ① 「平成 22 年県民生活基本調査（岩手県）」によれば、「地域が一体となって子どもを育てる活動に参加している」人の割合が 3 割弱となっていることからもうかがえるように、子どもが地域の人たちとふれあう機会が減少し、基本的な社会のルールを地域の大人から学ぶ機会が少なくなっている。
- ② 子育てについては、家庭だけでなく地域全体のものとしてとらえ、地域全体で子どもを支え、育てるという意識を醸成することが必要である。また、震災津波の被害を受けた地域においては、新しいコミュニティの形成や安心して子育てができる環境づくりが課題となっている。

(3) 企業や職場における支援の現状と課題

- ① 「平成 22 年度企業・事業所行動調査（岩手県）」によれば、従業員の子育てに対する支援に取り組んでいる企業・事業所の割合が 31.7%である一方、取り組む予定のない企業・事業所の割合は 43.1%となっている。企業の社会貢献への姿勢は、年々積極的になってきているものの、子育てに対する企業の取組みについては、依然として課題である。
従業員が子育てのための時間を十分に確保できるよう、企業や職場は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みをより一層推進する必要がある。
- ② 現在県が取り組んでいる「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度（仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を県が認証するもの。平成 23 年 7 月 1 日現在の認証企業は 7 社。）の一層の普及を図ること等により、企業の自主的な取組みを促進す

ることが求められる。

(4) 行政における支援の現状と課題

- ① 各自治体、公民館等が開催する家庭教育講座は、自ら子育てについて学ぼうとする親には有効であるが、子育てに関心の無い親は、そもそもこれらの講座を受講しないため、支援の手を差し伸べることが困難な状況にある。これらの真に学びが必要な親への支援の方法や事業への参加促進・情報提供の方法等について、今後検討することが必要である。
- ② 各自治体においては、教育、福祉、保健等複数の部局がそれぞれの観点から子育て支援施策を実施している。子育て支援については、親のニーズや各家庭が置かれている状況に応じたきめ細かな対応が求められることから、各部局が連携協力することが必要不可欠である。
- ③ 「平成 22 年度家庭教育支援に関する調査（岩手県）」によれば、「教育委員会が他部局と連携して家庭教育支援事業に取り組んでいる市町村」の割合は 73% であり、部局間の連携が一定程度図られていることがうかがえるが、施策をより一層効果的に実施する観点からは、教育、福祉、保健等の各部局において、今後さらに情報交換を密にし、連携協力を図ることが求められる。
- ③ また、これら施策を利用する親にとっては、各施策の趣旨や対象者等の違いが明確でなく混乱している可能性がある。このため、各部局においては、各施策について、その趣旨、対象者、効果等を整理した上で分かりやすく利用者に提示し、説明することが必要である。

3 家庭教育支援の方向性

上記の現状と課題を踏まえ、主に社会教育行政の立場から、それぞれの主体による家庭教育支援の方向性を次のように整理した。

(1) 幼稚園・保育所及び学校による支援

- ① P T A等との協働による家庭教育へのアプローチを検討する。
- ② 被災地の学校や被災児童を受け入れた幼稚園・保育所・学校においては、家庭と連携し、子どもの心のケアを継続的に進める。

- ア 幼稚園・保育所及び学校、家庭、地域が全体で子どもを育てるという意識を大切にし、P T A等との協働等による家庭教育へのアプローチをしていくことが必要である。
- イ 被災した子どもが安心感、満足感を感じながら生活ができるように幼稚園・保育所及び学校と家庭が連絡を密に取りながら、継続的に支援をしていく。

(2) 地域による支援

- ① 地域社会の組織を生かしながら、地域全体で子どもを育てる意識を共有し、コミュニティ活動の充実を図る。
- ② これから親となる未来の親に対し、家庭や子育てを大切にする意識啓発を図る。

- ア 従前からの地域社会の組織を生かして、コミュニティ活動の充実を図る中で、家庭教育支援に積極的に関わることのできる人材を発掘し、活用につなげ、地域社会が個々の家庭教育を支える基盤となるようにしていく必要がある。また、子育て中の親が気軽に集える場の提供や親子ボランティア活動の推進など地域とのつながりを深めるような環境を整えていく必要がある。
- イ これから親となる未来の親(中・高生)を対象に、地域住民の参画の下、子どもを育てることの意義や家庭の大切さについて理解を深めるための学習機会を提供する。

(3) 企業や職場による支援

- ① ワーク・ライフ・バランスの観点から職場環境の整備を図る。
- ② 企業内研修等の学習機会の提供により、父親の家庭教育への参加促進を図る。

- ア 子育てに男女がともに時間を費やすことができるよう勤務時間や就労形態の改善を図ることが必要である。
- イ 父親の家庭教育への参画促進を図るための学習機会を提供することが必要である。

(4) 行政による支援

- ① すべての親が学びやすい場を設定するとともに、学習の内容や学習の形態を工夫する。
- ② 親子の共同体験活動などの自然体験活動の機会を充実する。
- ③ 家庭教育支援の取組みを効果的に進めるため、NPO等の民間も含めた関係機関による広域ネットワークの構築を図る。

ア 親の自己肯定感を高め、コミュニケーション能力を養う学習内容を検討することや学習形態を座学・講演型ではなく参加・体験型に改めることなど、学習の内容や形態を工夫することが必要である。

イ 「平成 22 年度青少年の体験活動等と自立に関する実態調査（独立行政法人国立青少年教育振興機構）」によれば、子どもの頃の体験活動（地域活動やボランティア活動等）が多い親ほど人間関係能力などが高く、その子どもも自立的行動習慣を身に付けている割合が高くなっている。
このことから、青少年の家等を活用した自然体験活動の機会を充実することが求められている。特に、親子の絆を強める観点から、親子共同による体験活動プログラムが有効であると考えられる。

ウ きめ細かな家庭教育支援を実施するため、県、市町村等の各部局が連携し、NPO等も含めた関係機関による広域ネットワークを構築する必要がある。このことに加え、今後は、民生委員等とも連携しながら、子育てサポーターによる訪問型支援等も検討していく必要がある。

エ 子育てに不安や悩みを抱える親等に対する相談窓口の整備や充実に努めるとともに、関係機関等との連携を密にし、相談体制の一層の充実を図る。また、被災地の現状を踏まえ、子どもたちの心のケアをはじめ、きめ細かで継続的な支援策の在り方を検討していく必要がある。

4 家庭教育支援の具体的な手だて（事業の例）

(1) すべての親が集まる機会を活用した学習機会の提供

すべての親が参加する乳幼児健診等の機会を活用し、家庭教育講座を開催する。気軽に参加でき、自然と学びにつながるような体験型の学習形態とし、魅力ある学習内容とする。同じく子育て中の人たちと関わる機会を多く持たせることにより、孤立傾向にある親や子育てに関心のない親をケアし、児童虐待防止へとつなげる。

また、民生委員や子育てサポーターとの連携により、子育てに関して同じ悩みを持つ親同士の仲間づくりや子育てネットワークの形成を支援する

事業名：「親育ち支援講座」（保健福祉部との連携）

事業主体：市町村等

対象：0歳から3歳までの子どもを持つ保護者

内容：保健福祉部や地域の民生委員・子育てサポーターと連携し、体験型の講座（親学習や仲間づくり）を県内で実施する。

(2) 教育振興運動の推進

本県においては、昭和40年から、学校、家庭、地域、子ども、行政が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に取り組む「教育振興運動」を推進しているところである。

地域全体で子どもを支え、家庭教育を支援するという意識を醸成する観点からも、この教育振興運動の理念について、メールマガジンの発行、テーマソングの制作、ポスターの配布、担当者研修会の開催等を通じ、今後より一層の周知・啓発を行う。

(3) 子育て理解促進のための学習機会の提供

学校の教育課程と連携し、子育ての楽しさ・大変さ、家族の大切さ等を理解させるとともに、自らの親への感謝の気持ちを抱かせるため、中学生・高校生を対象に学習機会を提供する。

本事業の実施に当たっては、地域全体で子育てをする意識を醸成するため、地域の祖父母世代に自らの子育て経験を語っていただくなど、地域住民の積極的な参画を促進する。

事業名：「未来の親支援講座」

事業主体：公民館等

対象：中学生・高校生

内容：地域住民の積極的な参画の下、中高生に、育児体験活動等子育て理解促進のための学習機会を提供する。

(4) 生きる力をはぐくむための自然体験活動機会の提供

家族で非日常の中に身を置き、自然と共生して様々な体験活動をすることにより、親と子の絆を強めるとともに、生きる力をはぐくむ。また、災害時において、自ら考え、主体的に行動できるように、防災教育の観点を含めた活動を

親子で体験する。

事業名：「親子サバイバルキャンプ」
事業主体：市町村教委、青少年教育施設等
対象：親子
内容：青少年の家等を利用し、野外炊事、キャンプ、自然体験活動等の非日常的な体験を行う。

(5) 子育てサポーターの活用促進

- ① 県で養成している子育てサポーター（子育てに関する助言や子育て関連事業の企画等を行う人材）と同サポーターを必要とする者との間をコーディネートする人材を養成し、その活用促進を図る。

事業名：「子育てサポータースキルアップ講座」
事業主体：県等
対象：子育てサポーター講座修了者
内容：子育てサポーター養成講座の修了者を対象に、プログラムの企画立案の方法等を指導しコーディネーターとしての資質を養う。

- ② 県環境生活部青少年・男女共同参画課が開催している「いわて親子家庭フォーラム」において、子育てサポーターの活動を広く周知する観点から、子育てサポーターの実践発表や交流の場を設け、同サポーターの活用促進を図る。

事業名：「いわて親子家庭教育フォーラム」（環境生活部との連携）
事業主体：県等
対象：一般
内容：講演、分科会（子育てサポーターによる活動事例発表等）

(6) 家庭教育支援担当者の資質向上

各自治体における家庭教育支援の取組みを充実させるため、各市町村の家庭教育支援担当者を対象に、先進的な事例の研究協議やプログラムの立案等、実践的な知識の習得を通して家庭教育支援に関する企画力の向上等を図る研修を実施する。

事業名：「家庭教育支援担当者のためのプログラムデザイン研修会」
事業主体：県等
対象：各市町村の家庭教育支援担当者
内容：家庭教育支援事業の企画・立案

《資料》

【本県における家庭教育の支援事業】

	内 容	区 分
子育て支援体制の充実	○家庭教育支援体制整備 ・促進委員会の開催(年2回) ・広域推進体制の整備(各教育事務所に設置)	支援体制整備
	○子育て支援ネットワークの充実 ・子育て支援ネットワーク研修会(生涯学習推進センター)	ネットワークの構築
	○子育てサポーター養成講座 ・子育てサポーター養成講座(生涯学習推進センター) ・子育てサポーター養成講座(沿岸南部教育事務所)	人材育成
学習機会の提供	○親子共同体験推進事業(各青少年の家) ・かるがも親子教室等(県南青少年家) ・親子deチャレンジ!(県北青少年の家)	親子の共同体験活動
	○効果的な学習機会の提供(各教育事務所) ・子育て支援セミナー等	学習機会の提供
相談体制の充実	○すこやかダイヤル(生涯学習推進センター) ・電話相談	電話相談
	○子育てメール相談(生涯学習推進センター) ・PCや携帯を活用したメール相談	メール相談
	○いわて子育てメールマガジン(生涯学習推進センター)	情報提供

【協議の経過】

会 議	協 議 項 目
第1回 平成22年7月	① 協議計画の検討 ② 本県における家庭教育支援に係る施策展開(県教育委員会)の状況について ③ 現状認識及び今後調査・把握したい関連事項について
第2回 平成23年2月	① 他部局及び市町村等の施策展開 ② 特色ある施策事例について ③ その他関連事項の実情について
第3回 平成23年7月	① 今後の施策に関する提言について(検討)
第4回 平成24年2月	① 今後の施策に関する提言について(まとめ)

岩手県生涯学習審議会委員・岩手県社会教育委員 名簿

(任期：平成22年7月1日から平成24年6月30日)

	氏 名	所 属 等
1	阿 部 幸 子	滝沢村立一本木小学校長
2	阿 部 智衛子	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご常任理事
3	泉 田 将 治	岩手県青年団体協議会長
4	大 橋 清 司	岩手県社会教育連絡協議会長
5	小野寺 明 美	社団法人岩手県PTA連合会顧問
6	熊 坂 伸 子	普代村教育委員会教育長
7	近 藤 英 一	特定非営利活動法人翔くつばさネット理事長
8	齊 藤 肇	財団法人滝沢村体育協会総務係長兼事業係長
9	佐 藤 東 吾	岩手県立盛岡青松支援学校長
10	佐 藤 利 明	岩手県立大学総合政策学部教授
11	鈴 木 俊	岩手県立盛岡第二高等学校長
12	千 葉 清	公募委員
13	中 野 寛 司	岩手県合唱連盟会員
14	平 賀 喜代美	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長
15	松 島 智 子	特定非営利活動法人 紫波みらい研究所事務局員
16	室 井 麗 子	岩手大学教育学部准教授

(五十音順：敬称略)